

村上市一般公売の手引き

公売に参加される方は、必ずお読みください。

関係書類は村上市役所税務課にて交付または村上市ホームページよりダウンロードいただけます。

おおまかな流れ

日程	内容
①公売公告など	公売財産の公告、見積価額公告
②参加申込期間	必要書類提出、公売保証金納付
③入札日	最高価申込者決定
④最高価申込者決定後の手続き	買受代金納付、必要書類の提出
⑤売却決定期日	売却決定通知書交付
⑥引渡、登記完了	財産引渡、登記識別情報引渡

各日程で提出の必要な書類などについては、下記のとおりです。

公売公告など

1. 公売公告

公売公告は、公売期日の10日前までに村上市のホームページや掲示板に掲示します。

公売公告には、公売の条件（公売の方法、日時、場所、買受代金の納付の期限等）や公売財産の内容（名称、数量、状況等のほか公売保証金を要する場合にはその金額）が掲載されていますので、次の事項にご留意いただき、事前に十分確認を行ってください。

- (1) 公売財産について、あらかじめその現況等を確認し、登記登録制度のあるもの（不動産など）は関係公簿等を閲覧した上で、公売に参加してください。
- (2) 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨の公告がされており、これらの資格等を有しない者は買受人になることができません。

2. 見積価額公告

見積価額は、原則として公売期日の3日前（動産等の場合には前日）までに公告します（多くの場合、公売公告と同時に公告します。）ので、公売財産の見積価額を確認してください。

参加申込期間

1. 参加申込期間に下記の書類を提出してください。

公売参加申込書兼公売保証金納付申請書兼返還請求書兼口座振替依頼書（必須）

【公売財産が不動産の場合】

- ①陳述書（必須）
- ②入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項（法人の場合必須）
- ③自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（必要に応じて）
- ④自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項（必要に応じて）
- ⑤共同入札者持分内訳書（必要に応じて）
- ⑥農業委員会が発行する買受適格証明書（公売財産が農地の場合）

※買受適格証明書の申請に必要な手続きなどは、村上市農業委員会にお問い合わせください。
証明書の発行までに時間を要しますのでご注意ください。

2. 公売保証金を納付してください。

村上市で窓口での納付か指定口座への振込となります。

指定口座については、公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書の提出後に連絡します。

入札日の前日（土曜日、日曜日、祝日を除く）までに村上市が確認できるように納付してください。

入札日 入札にあたっては、下記のものをご持参ください。

①本人確認書類

個人で入札される方・・・本人確認書類

法人で入札される方・・・登記事項証明書（商業登記簿謄本）

②委任状（代理人により入札する場合）

※代表権限のない方が法人名で入札する場合は、代理人による入札にあたりますので、
代表権限のある方の委任状が必要となります。

※委任者・受任者双方の印鑑登録証明書を添付してください。

※共同入札の場合も代表者以外の委任状が必要になります。

最高価申込者決定後の手続き

1. 買受代金を納付してください。

買受代金は、売却価格から納付済の公売保証金を差し引いた金額になります。

※買受代金は、一括で納付してください。

※買受代金納付期限までに買受代金の納付がない場合、売却決定が取り消しされ、公売保証金も
没収となりますのでご注意ください。

公売財産が動産の場合は、買受け代金納付後に引き渡します。

必要に応じて、下記の書類を提出してください。

- ①保管依頼書 …… 買受け代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合
- ②送付依頼書 …… 送付による公売財産の引き渡しを希望する場合

2. 公売財産が不動産の場合は、下記の書類を提出してください。

①所有権移転登記請求書（必須）

②住所証明書（必須）

個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄本）が必要となります。

③固定資産評価証明書（必須）

不動産1筆（または1棟に）につき1通必要です。市役所税務課にて申請してください。申請の際は、売却決定通知書および買受代金の領収書を提示してください。手数料が必要となります。

④登録免許税納付済領収証書（必須）

登録免許税額（固定資産評価額 × 2.0%）については、最高価申込者決定後に連絡します。

※銀行に国税用の納付書がありますので、銀行で納付してください

⑤共有合意書（共同入札を行う場合）

3. 登記識別情報の交付

権利移転（登記嘱託）の手続きが終了しましたら、登記識別情報及び登記完了証の写しをお渡しします。郵送を希望される場合は申し出てください。

注 意 事 項

1. 入札書は、会場でお渡しします。

2. 会場は入札時間の10分前に開きます。

3. 買受代金納付前に公売に係る滞納税が完納された場合、売却決定等が取り消しとなります。

納付いただいた公売保証金は返還いたします。

4. 買受代金納付前に、不服申立て等が提出された場合、公売手続きが停止となります。停止している間は、最高価申込者もしくは買受人はその入札または買受を取消することができます。その場合、納付いただいた公売保証金は返還いたします。

（不動産）

5. 不動産を取得した場合、登録免許税（国税）の他、不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）がかかります。税額、納付方法等、詳しくは、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

6. その他詳細については、「村上市一般公売ガイドライン」をご覧ください。

公売物件の最新情報、その他物件情報は村上市ホームページの公売情報をご確認ください。

◆問い合わせ先および書類提出先
村上市役所 税務課収納対策室 公売担当
電話 0254-53-3361